

# 令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

○ 令和6年産以降は、一般品種については、

①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、

②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることをとする。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"><li>数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a)</li></ul> <p>or</p> <ul style="list-style-type: none"><li>単価7.5万円/10a</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a)</li></ul> <p>or</p> <ul style="list-style-type: none"><li>単価7.0万円/10a</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a)</li></ul> <p>or</p> <ul style="list-style-type: none"><li>単価6.5万円/10a</li></ul>

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

※一般品種の交付単価については数量払いが基本となるが、一括管理方式による出荷を選択した場合は、交付単価を数量払いとするか、面積払いとするかを地域農業再生協議会単位で選択することが可能。